

高度人材の受け入れと生産性向上に関する考察

—日本における外国人留学生についての議論に着目して—

佐藤惣哉¹

1. はじめに

世界ではテクノロジーの進化により、日々革新的なイノベーションが創出され多くの新技術開発が進んでいる。日本においても生産性の向上に取り組むことが求められている。生産性の向上には様々な方法が考えられるが、本ワーキングペーパー（以下、本稿と表記）では、人的資本論をベースとした教育による生産性の向上に着目する。人的資本論では、教育を受けることによって知識・技術などが蓄積し、それが生産性の向上につながるというものである。その前提として、教育は各国政府が自国民のために行うものであり、教育による生産性の向上は自国民が対象になることが一般的である。生産性の向上のためには、その国の教育投資を充実させることが重要であり、それがイノベーションを担う高度人材の育成につながると思われる。一方で、イノベーションを担う人材を確保する意味では教育投資だけではなく、海外から優秀な高度人材を受け入れることも一つの政策である。海外からの優秀な研究者を誘致することが一番シンプルな方法であるが、それ以外にも将来有望な人材の候補になる学生を自国に誘致することも、高度人材の獲得と考えられる。したがって、優秀な留学生に来てもらうような受け入れ政策や魅力的な就職先を提供することも、広い意味では高度人材の育成と捉えることができる。

「高度人材（高度外国人材）²」という言葉は国際的に広く用いられているが、それに関する共通の定義はないとされており、様々なものが存在する。例えば村上（2015）では、高度人材とは高い教育を受けた人という意味で学歴を基準に語られることが多いとされ、一般にその学歴は学士から博士までが含まれるが、単なる学士以上ではなく、頭の良く仕事ができる一流の人材を意味しているとされている³。また、法務省入国管理局では、高度外国人材とは「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材⁴」とされている。さらに、JETROの高度外国人材推進ポータルにおいては、以下の

¹ 鈴鹿大学 国際地域学部 講師

² 本稿では「高度人材」に着目するが、対象が主に日本に滞在する留学生を対象にするため、「高度人材」と「高度外国人材」は同一のものとして考えることとする。

³ 村上（2015）pp.18-19.

⁴ 法務省入国管理局「高度人材ポイント制による出入国在留管理上の優遇制度」.

1～3を同時に満たす人々を高度外国人材と見なしている。

1. 在留資格「高度専門職」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「企業内転勤」等のいわゆる「専門的・技術的分野」に該当するもの
2. 採用された場合、企業において、研究者やエンジニア等の専門職、海外進出等を担当する営業職、法務・会計等の専門職、経営に関わる役員や管理職等に従事するもの
3. 日本国内または海外の大学・大学院卒業同等程度の最終学歴を有している⁵

本稿では、高度人材である留学生に着目し、主に日本の留学生受け入れ政策の現状、問題点などを整理し、日本が今後、生産性を向上するためにはどのように外国人留学生を活用し、高度人材の獲得につなげるかどうかについて考察することを目的とする。

本稿は青山学院大学経済研究所の2018年度若手研究プロジェクト（研究テーマ：「アジア諸国における「中所得国の罠」と人的資本蓄積の関連性についての実証的研究」）の助成を受けており、その成果報告を兼ねている。

2. 日本の外国人留学生に関する論点整理

2.1 先行研究

福嶋（2016）は外国人留学生に関する行政機関、企業、大学、そして外国人留学生を対象に、外国人高度人材受け入れの現状と政策的な課題についてヒアリング調査を行った研究である。この研究では、文部科学省は日本の大学のランクアップのため、経済産業省はイノベーションを興す人材を確保するために外国人高度人材の獲得を目指しているが、日本企業が求める人材や日本の教育機関を卒業して日本に就職した外国人高度人材がともに、日本企業の長期雇用とそれに基づいた人材育成を前提としているという行政の政策と現場の実態のギャップを明らかにしている⁶。

佐藤（2019）は日本の留学生を取り巻く環境の変化について、日本学生支援機構の「私費外国人留学生生活実態調査」の2007年度から2017年度までの調査結果をもとに、日本の留学生教育への示唆を導く分析を行っている。分析の結果、高等教育機関で学ぶ留学生数の増加の要因として、母国の経済成長により高いレベルの教育を受けたいという学生の増加、日本政府の外国人留学生受け入れ戦略による教育交流の活発化や英語によるコースの増加によって、日本留学のハードルが下がったことなどが影響していると指摘している。また、留学生の日本での就職については特に非漢字圏出身の学生がどのようにして就職に必要な日本語能力を向上させ、キャリア支援を行うかについては日本の留学生教育の新たな課題であると指摘しており、同時に非漢字圏の留学生の勉学へのモチベーションをどのように

⁵ 日本貿易振興機構（JETRO）「高度外国人材活躍推進ポータル」。

⁶ 福嶋（2016）p.170.

保ち指導していくかどうかについても重要課題の一つであると指摘している⁷。

2.2. 留学の目的

一般的に、留学する理由としては以下のように考えられている。教育は自分への投資と考えれば、留学して教育を海外で受けた場合に将来得られる便益 (benefit) が、留学にかかる費用 (cost) よりも大きい場合、海外留学をして教育を受ける選択を行う。留学の便益として考えられるのは様々なものがあるが、代表的なものとしては、大学 (大学院) で提供される教育の質、科学技術水準の質、語学などの多文化の学習など、人的資本を高めるということが挙げられる。村上 (2015) によれば、海外の大学の学術的環境や教育レベルという要因以外にも、大学の国際的な知名度や評判も一つの要因である。海外の大学で自分の人的資本を高めたとしても、それを証明することができなければ、将来のキャリアの発展や就職にはつながらないため、大学の知名度なども重視される。留学生はホスト国 (留学先の国) と母国の両方で就職する可能性があるため、どちらの国でも知名度や評価が高い大学・大学院から学位を取得することが将来のキャリア発展につながるのである。

また、海外の大学で学位を取得すること自体が労働市場における差別化を図るために効果的な手段であり、大学が大衆化しエリート養成の場ではなくなっている国では特にその傾向が強い。さらに、留学後の将来の観点からすると、留学によって海外の友人ができ、ネットワークが拡大することも一つの理由であり、将来の情報や知識、ビジネスパートナーを獲得する手段としても考えられている。さらに、留学生は留学先の言語や文化、習慣などを学んでいるため、人材を獲得する企業にとっても、そのような人材を獲得することは将来の海外進出において現地との関係を構築するなどのメリットが存在するため、留学生と企業の両方にメリットがあると考えられる。

その他の理由としては、授業料や生活費などの水準、奨学金の有無、アルバイトの機会があるかどうかなど、留学にかかる費用も一つの要素である。2013 年の内閣府が行った調査では、日本で専門的な職業に就く外国人は日本よりも所得水準が低い国からが多いが、留学生については日本よりも所得水準の高い国から来る傾向があることを統計的に示している。

その一方で、留学によって自らの人的資本が高まるという理由以外にも、留学することが消費になるという側面も存在する。これは、お金を払って大学教育や留学生活などを楽しみ、満足を得るといったものである。日本学生支援機構が 2013 年に私費外国人留学生を対象に調査を行ったところ、日本を留学先として選んだ理由として「日本社会に興味があり、日本で生活したかったため」を選択した学生は約 57% であり、勉強を直接の目的とする他のどの選択肢よりも高かったという結果が得られている⁸。筆者の所属する大学においても留学生を対象に、留学した理由について講義で質問したところ、多くの留学生が日本のアニメや漫

⁷ 佐藤 (2019) pp.11-12.

⁸ 村上 (2015) pp.171-176.

画作品に興味を持ったことが一つのきっかけであると回答した。留学する理由については様々なものが考えられるが、上記の調査の結果や筆者の経験からも、日本の文化が留学のきっかけになっている事例が多いと推測できる。

3. 留学生受け入れ政策と日本社会との関係

3.1. 日本の留学生受け入れ政策の歴史

日本の留学生受け入れ政策についてはまず、1983年に当時の内閣総理大臣であった中曽根康弘首相が「留学生受け入れ10万人計画」の展望を示したことが挙げられる。1983年の段階で外国人留学生数は10,428人であり、この総数を21世紀初頭に当時のフランス並みの10万人に増加させるとの目標を掲げるとともに、世界に開かれた大学を建設し、留学生の受け入れに関する各種施策の一層の充実と改善が必要であるとしたものである。この目標を機に留学生数は徐々に増加したが、1993年から1998年頃までの間は停滞した、その理由は入国管理局の取り締まりの強化であり、具体的には不法残留や不法就労の温床になっているとされた日本語学校のビザ審査を厳格にしたというものである。

その後、1999年頃より上昇に転じた。これは留学生の入国・在留に関わる日本の規制緩和⁹と、中国や韓国などの送り出し国が経済発展に伴い高等教育のニーズが高まったことという事情がある。2003年には政府の目標であった10万人を達成したが、規制緩和の影響で留学生の不法残留者や不法就労者が再び増加したため、更なる入国審査の厳格化が行われ、減少に転じた。

さらに、2008年には「留学生30万人計画」が掲げられた。この計画の趣旨としては、日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大するグローバル戦略を展開する一環として、2020年を目途に留学生受け入れ30万人を目指すというものである。その際に高度人材受け入れ政策とも連携させ、優秀な留学生を戦略的に獲得していくことも目指している¹⁰。また、この計画は留学生を受け入れるだけでなく、入国後の生活支援、卒業後の進路までの一連の支援を行うものであり、文部科学省、外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省などの関係省庁が共同でこの計画を連携して行うというものであった。その後、2011年の東日本大震災の影響もあり一時的に減少したものの、2013年以降は増加に転じた¹¹。

⁹ 規制緩和について詳しくは村上（2015）p.183を参照。

¹⁰ 文部科学省「[留学生30万人計画] 骨子」。

¹¹ 村上（2015）pp.182-184.

3.2. 日本における留学生受け入れの現状

表1 留学生数の推移

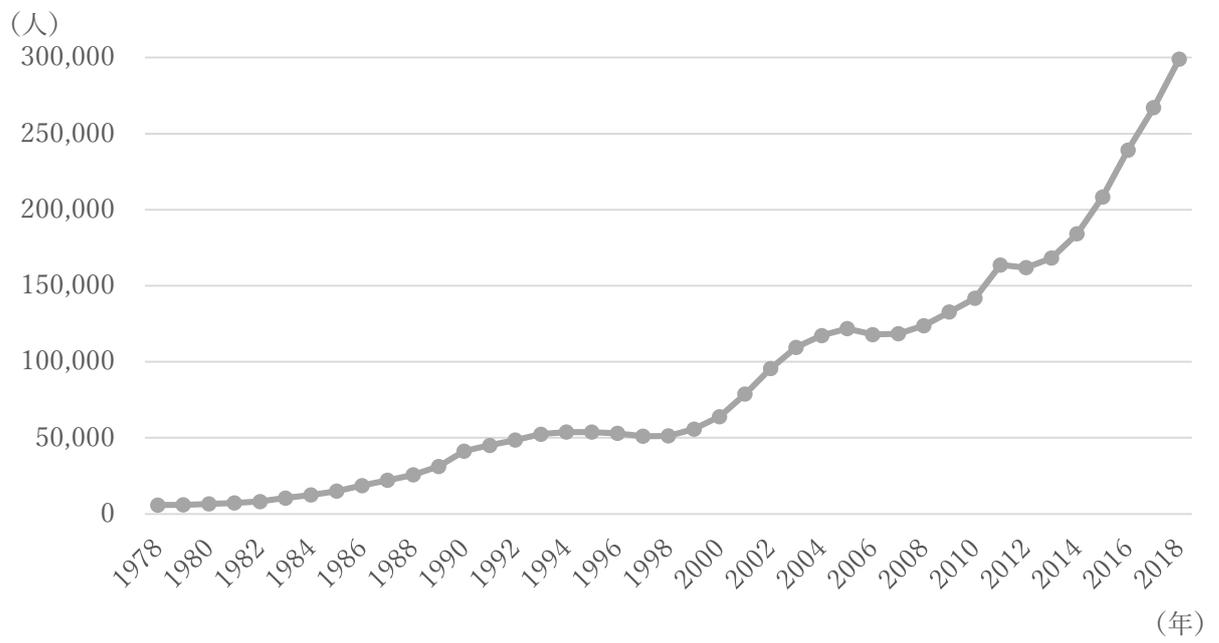
年	留学生数（人）	年	留学生数（人）
1978年	5,849	1999年	55,755
1979年	5,933	2000年	64,011
1980年	6,572	2001年	78,812
1981年	7,179	2002年	95,550
1982年	8,116	2003年	109,508
1983年	10,428	2004年	117,302
1984年	12,410	2005年	121,812
1985年	15,009	2006年	117,927
1986年	18,631	2007年	118,498
1987年	22,154	2008年	123,829
1988年	25,643	2009年	132,720
1989年	31,251	2010年	141,774
1990年	41,347	2011年	163,697
1991年	45,066	2012年	161,848
1992年	48,561	2013年	168,145
1993年	52,405	2014年	184,155
1994年	53,787	2015年	208,379
1995年	53,847	2016年	239,287
1996年	52,921	2017年	267,042
1997年	51,047	2018年	298,980
1998年	51,298		

(注1) 各年5月1日現在の留学生数を示す。

(注2) 「出入国管理及び難民認定法」の改正(2009年7月15日公布)により、2010年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、2011年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めた留学生数となっている。

(出所) 日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」より筆者作成。

図1 留学生数の推移



(出所) 日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」より筆者作成。

表2 出身国別外国人留学生数の上位5か国・地域

[単位：人、カッコ内は割合（％）を示す]

	1位	2位	3位	4位	5位
2007年	中国	韓国	台湾	ベトナム	マレーシア
	71,277(60.2)	17,274(14.6)	4,686(4.0)	2,582(2.2)	2,146(1.8)
2008年	中国	韓国	台湾	ベトナム	マレーシア
	72,766(58.8)	18,862(15.2)	5,082(4.1)	2,873(2.3)	2,271(1.8)
2009年	中国	韓国	台湾	ベトナム	マレーシア
	79,082(59.6)	19,605(14.8)	5,332(4.0)	3,199(2.4)	2,395(1.8)
2010年	中国	韓国	台湾	ベトナム	マレーシア
	86,173(60.8)	20,202(14.2)	5,297(3.7)	3,597(2.5)	2,465(1.7)
2011年	中国	韓国	台湾	ベトナム	マレーシア
	87,533(63.4)	17,640(12.8)	4,571(3.3)	4,033(2.9)	2,417(1.8)
2012年	中国	韓国	台湾	ベトナム	ネパール
	86,324(62.7)	16,651(12.1)	4,617(3.4)	4,373(3.2)	2,451(1.8)
2013年	中国	韓国	ベトナム	台湾	ネパール
	81,884(60.4)	15,304(11.3)	6,290(4.6)	4,719(3.5)	3,188(2.4)
2014年	中国	ベトナム	韓国	ネパール	台湾
	94,399(51.3)	26,439(14.4)	15,777(8.6)	10,448(5.7)	6,231(3.4)
2015年	中国	ベトナム	ネパール	韓国	台湾
	94,111(45.2)	38,882(18.7)	16,250(7.8)	15,279(7.3)	7,314(3.5)
2016年	中国	ベトナム	ネパール	韓国	台湾
	98,483(41.2)	53,807(22.5)	19,471(8.1)	15,457(6.5)	8,330(3.5)
2017年	中国	ベトナム	ネパール	韓国	台湾
	107,260(40.2)	61,671(23.1)	21,500(8.1)	15,740(5.9)	8,947(3.4)
2018年	中国	ベトナム	ネパール	韓国	台湾
	114,950(38.4)	72,354(24.2)	24,331(8.1)	17,012(5.7)	9,524(3.2)

(注1) 各年5月1日現在の留学生数を示す。

(注2) 2013年以前は日本語教育機関に在籍する留学生数は含んでいない。2014年以降は日本語教育機関に在籍する留学生数も含まれている。

(出所) 日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」より筆者作成。

表1は日本学生支援機構が公表している各年5月1日現在の留学生数であり、図1はそれをグラフ化したものである。2011年に発生した東日本大震災の影響を除けば、2008年に

「留学生 30 万人計画」を公表した後に留学数が増加していることがうかがえる。特に、2013 年以降の留学生数の増加は顕著である。表 2 は出身国別外国人留学生数の上位 5 か国・地域の推移を示している。この表からは日本に来る留学生の出身国が変化していることがわかる。2012 年までの上位 3 か国・地域は中国・韓国・台湾であったが、2013 年から中国・韓国・ベトナムとなり、2015 年以降は中国・ベトナム・ネパールとなっている。中国からの留学数は最多であり年々増加しているが、全体に占める割合は 60.2% (2007 年) から 38.4% (2018 年) と大幅に低下している。韓国からの留学生数は 2010 年をピークに減少傾向にあるが、総数はそれほど減少していない。しかし、全体に占める割合は 14.6% (2007 年) から 5.7% (2018 年) と低下していることがわかる。台湾からの留学生数は 2007 年から 2018 年にかけてほぼ倍増しているが、全体に占める割合は 4.0% (2007 年) から 3.2% (2018 年) とほぼ変化がないといえる。

上記の 3 か国・地域の全体に占める割合が低下するにつれて代わりに増加してきた国は、ベトナムとネパールである。ベトナムは 2007 年には 2,582 人 (2.2%) であったが、2013 年には 6,290 人 (4.6%) となり、2014 年以降は中国に次ぐ 2 番目であり総数も割合も急増、2018 年には 72,354 人 (24.2%) まで増加している。ネパールは 2011 年までは上位 5 か国の圏外であったが、2012 年に 2,451 人 (1.8%) で 5 位になり、その後徐々に増加し、2018 年には 24,331 人 (8.1%) となっている。ネパールの増加率はベトナムほど大きくないが、年々増加傾向にあるといえる。

日本に来る留学生の総数は増加しており、それと同時に出身国の構成も変化している。かつては漢字圏である中国・韓国・台湾が多くの割合を占めていたが、近年は非漢字圏であるベトナム・ネパールの割合が増えている。この傾向の変化は、東日本大震災の影響を除くと「留学生 30 万人計画」を公表後のことであると推測される。筆者が所属する大学でも日本全体の留学生の動向と連動しており、かつては中国・韓国・台湾の学生が留学生の大半を占めていたが、近年ベトナム・ネパール国籍の留学生の割合が増加している。「留学生 30 万人計画」は単に留学生数を増やすだけでなく、留学生の構成にも変化をもたらす結果となった。また、2 章で述べたように、費用面からすると留学は日本よりも所得水準の高い国から来る傾向があることを統計的に示されている。しかし、近年留学生が増加しているベトナム・ネパールは日本と比較して所得水準が低い。本来、所得水準が低い国からは労働者として来る傾向があることが示されていることから、これらの国からの数が急増したことが、いわゆる就労目的の留学生が増加していることと何らかの関係があるかもしれない。「留学生 30 万人計画」は、日本に来る留学生数の増加をもたらし、そのことが優秀な高度人材の獲得に寄与することになるかもしれない。しかし、一方で留学生の質の低下を招き、不法残留や不法就労などによる社会へのマイナスの影響をもたらすことになるかもしれないという側面も考えられるため、今後注視していく必要がある。

3.3. 近年の外国人留学生問題と日本の少子高齢化社会との関係性

過去を振り返ると、日本における留学生数は東日本大震災の影響を除けば政府の政策にかなり左右されているといえる。2018年5月現在、留学生数は298,980人であり、「30万人計画」の目標はほぼ達成したと考えられる。しかし、2019年3月に東京福祉大学で多数の留学生が所在不明になっていることが問題化したことを契機に、再び留学生への対応が厳格化されつつある。大学には留学生の在籍管理などの徹底が求められ、東京福祉大学のように留学生の管理が不適切な大学には私学助成金の減額や不交付などの措置も検討されるなどの厳しい措置が行われる見通しである¹²。

さらに、2020年4月以降に日本へ留学する外国人の在留審査を厳格化するとの方針が示されている。これは出稼ぎ目的の留学生が日本に不法残留をすることを防止することが目的となっている。留学生30万人計画以降、日本に来る留学生は急増したが、中には出稼ぎ目的で留学し、不法残留や不法就労につながる留学生が2019年の年初時点で約4,700人いることから、在留審査が厳格化される傾向にある。現在では中国、ベトナム、ネパール、スリランカ、ミャンマー、バングラデシュ、モンゴルの7カ国・地域が厳格化されているが、2020年4月以降はその対象を80カ国以上に拡大するとしている¹³。留学生は本来、在留資格は「留学」であり、申請をすることにより「資格外活動」として授業期間中は週28時間、夏休みや春休みなどの長期休暇は1日8時間以内のアルバイトが認められるが、実態として厳格に守られていないこともあり、本来の目的である学業よりも優先する出稼ぎ目的の留学生が増加する一つの要因になっている。

上記のような留学生の不法残留や不法就労の問題は、日本社会における少子高齢化が背景にあると考えられる。具体的には、少子高齢化による働き手の減少によって様々な業種で人手不足が発生していることや、出生率低下により若者の人口が減少していることにより定員割れの大学の増加などが関係している。人手不足に苦しむ店舗にとって外国人留学生は貴重な働き手であり、定員割れに苦しむ大学にとっても貴重な人材である。しかし、その一方で留学生の質の低下、すなわち本来の目的である「学業」を疎かになる学生、さらには出稼ぎ目的（就労目的）の留学生の増加を招き、不法残留や不法就労が再び増加することの一因になっていると考えられる。確かにそのような側面は否定できず、ビザ審査の厳格化や取り締まりの強化は必要であるが、根本的な解決策とはならないと思われる。過去の例にもあったように、一時的に不法残留者や不法就労者は減少すると予想されるが、何かをきっかけにして再び増加し、同じような対策をすることの繰り返しになってしまうかもしれない。個人の経験であるが、筆者の所属する大学では多くの留学生が在籍している。しかし、授業後などに話をすると、入学当初から出稼ぎ目的である行動をとる留学生はごくわずかであ

¹² 『日本経済新聞』2019年6月11日（電子版）「留学生1600人不明 東京福祉大に受け入れ停止指導」

¹³ 『日本経済新聞』2020年2月9日（朝刊）「留学生在留審査 厳格に」

り、多くの学生は日本で学んで就職し、将来的には母国で働きたいという希望を持っている。根本的に解決する必要があるのは大学を含む日本の教育の（相対的な）質の低下であると考える。日本に希望を抱いて留学したとしても、そこで提供される教育の質が低ければ徐々に学ぶ意欲を失い、アルバイト優先の生活になっていくことが不法残留や不法就労の増加につながっているのではないだろうか。当然ながら、ビザの審査の厳格化などは必要な対策であるのは間違いないが、将来の高度人材となる優秀な海外の留学生に選ばれる国になるため、大学をはじめ教育の質の向上に努めることも重要であるのではないかと考える。先述の通り、日本に来る留学生の多くは留学の理由として日本文化に興味があるから、と答えており、日本が好きで留学している可能性が高い。もし、教育の質という根本的な問題を改善できなければ、経済成長が著しいアジア諸国をはじめ、世界の国から選ばれない国になってしまうかもしれない。したがって、教育の質を改善することも同時に取り組む必要があり、そのことは留学生だけではなく、日本人も含むすべての学生にとってもメリットがあり、グローバル化が進む世界において、日本が競争力を維持していくためには非常に重要なことであると考える。

4. おわりに

本稿では、高度人材である留学生に着目し、主に日本の留学生受け入れ政策の現状、問題点などを整理し、日本が今後、生産性を向上するためにはどのように外国人留学生を活用し、高度人材の獲得につなげるかどうかについて考察を行った。

本稿のまとめとしては以下の通りである。「留学生 30 万人計画」は日本に来る留学生数の増加をもたらす、優秀な高度人材の獲得に寄与することになる可能性があるが、一方で留学生の質の低下を招き、不法残留や不法就労などによる社会へのマイナスの影響をもたらすことになるかもしれないという側面も考えられる。その対策として入国審査の厳格化や取り締まりの強化は必要であるが、それと同時に大学を含む日本の教育の質を向上させることも重要であると考えられる。教育の質を向上させることにより、将来有望な人材の候補になる学生を自国に誘致することになり、高度人材の獲得によって生産性の向上をもたらす、経済成長に寄与することが示唆される。

上記のことは日本のみには当てはまるものではなく、例えば、中所得国の罠に陥っている国・地域にも適応できることが示唆される。佐藤(2016)では、中所得国の罠の要因として、イノベーション不足によって労働集約的な産業中心の途上国型経済構造から、技術集約的な産業中心の先進国型経済構造への転換が進まず、経済が停滞するということが挙げられている。イノベーション不足を解決するためには高等教育段階への教育支出が増加し、研究者などの高度人材が増加することが重要な役割を果たす。そのイノベーションを担う人材が自国で育てただけではなく、海外から誘致することができれば、更なる生産性の向上、その国の経済成長につながると考えられるため、中所得国の罠に陥っている国・地域にも当てはまることが示唆される。

しかし、あくまでも本稿は日本の留学生受け入れの現状や問題点を整理し、どのようにして高度人材の獲得につなげるかについての考察である。この考察を踏まえ、定量的な分析による研究については今後の課題としたい。

参考文献

- ・佐藤惣哉 (2016) 『『中所得国の罌』と人的資本の蓄積に関する実証分析』, 国際開発学会, 『国際開発研究』 第 25 巻第 1・2 号, pp.125-138.
- ・佐藤由利子 (2019) 「留学生の多様化と留学動機／就職意識の変化—2007～2017 年度の私費外国人留学生実態調査結果の分析から—」, 日本学生支援機構ウェブマガジン, 『留学交流』, 2019 年 3 月号, pp.1-12.
(<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/related/kouryu/index.html> より入手可能。) (2020 年 3 月 30 日閲覧)
- ・福嶋美佐子 (2016) 「外国人高度人材受け入れの現状と政策的課題：探索的調査研究」, 法政大学公共政策研究科, 『公共政策志林』, 第 4 号, pp.155-173.
- ・村上由紀子 (2015) 『人材の国際移動とイノベーション』, NTT 出版.
- ・日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果 (各年度版)」.
(https://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_e/index.html より入手可能。) (2020 年 3 月 30 日閲覧)
- ・日本貿易振興機構 (JETRO) 「高度外国人材活躍推進ポータル」.
(<https://www.jetro.go.jp/hrportal/forcompanies/about.html> より入手可能。) (2020 年 3 月 30 日閲覧)
- ・法務省入国管理局「高度人材ポイント制による出入国在留管理上の優遇制度」.
(http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/より入手可能。) (2020 年 3 月 30 日閲覧)
- ・文部科学省 [「留学生 30 万人計画」 骨子] .
(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/_icsFiles/afieldfile/2019/09/18/1420758_001.pdf より入手可能。) (2020 年 3 月 30 日閲覧)
- ・「留学生 1600 人不明 東京福祉大に受け入れ停止指導」, 『日本経済新聞』, 2019 年 6 月 11 日, 電子版.
(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO45931730R10C19A6MM0000/>より入手可能。) (2020 年 3 月 30 日閲覧)
- ・「留学生在留審査 厳格に 証明書要求、対象国 10 倍超に」, 『日本経済新聞』, 2020 年 2 月 9 日, 朝刊.
(<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO55441820Z00C20A2MM8000/>より入手可能。) (2020 年 3 月 30 日閲覧)